

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第59号

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

静岡県手数料徴収条例（平成12年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表424の2の項の次に次のように加える。

424 の3	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	知事が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書を添付する場合	一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び次項において同じ。）	1戸につき	5,000円	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により申し出る場合は、380の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に掲げる額の手数料を併せて納付するものとする。	
				一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（人の居住の用に供する部分（共用廊下、共用階段その他の知事が共用部分と認めるもの（以下この項及び次項において「共用部分」という。）を除く。）をいう。以下この項及	申請に係る戸数（以下この項及び次項において「申請戸数」という。）が1戸のもの	1件につき		5,000円
					申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき		10,000円
					申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき		17,000円
					申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	1件につき		29,000円
					申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	1件につき		49,000円
					申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	1件につき		88,000円
					申請戸数が101戸以上200戸以	1件につき		139,000円

び次項に おいて同 じ。)	下のもの	き	
	申請戸数が201 戸以上300戸以 下のもの	1件 につ き	176,000円
	申請戸数が301 戸以上のもの	1件 につ き	188,000円
一戸建て の住宅以 外の住宅 の共用部 分	床面積の合計 が300平方メー トル以内のも の	1件 につ き	10,000円
	床面積の合計 が300平方メー トルを超え、 2,000平方メー トル以内のも の	1件 につ き	29,000円
	床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超 え、5,000平方 メートル以内 のもの	1件 につ き	88,000円
	床面積の合計 が5,000平方メ ートルを超 え、1万平方 メートル以内 のもの	1件 につ き	139,000円
	床面積の合計 が1万平方メ ートルを超 え、2万5,000 平方メートル 以内のもの	1件 につ き	176,000円
	床面積の合計	1件	220,000円

		が2万5,000平方メートルを超えるもの	につき	
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件	につき	10,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件	につき	29,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件	につき	88,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件	につき	139,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	1件	につき	176,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	1件	につき	220,000円
その他の	床面積の合計	1件		10,000円

	建築物	が300平方メートル以内のもの	につき	
		床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	29,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	88,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	139,000円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	1件につき	176,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	1件につき	220,000円
その他 の場合	一戸建ての住宅		1戸につき	37,000円
	一戸建て の住宅以	申請戸数が1 戸のもの	1件につき	37,000円

外の住宅 の住戸部 分		き	
	申請戸数が2 戸以上5戸以 下のもの	1件 につ き	75,000円
	申請戸数が6 戸以上10戸以 下のもの	1件 につ き	106,000円
	申請戸数が11 戸以上25戸以 下のもの	1件 につ き	150,000円
	申請戸数が26 戸以上50戸以 下のもの	1件 につ き	215,000円
	申請戸数が51 戸以上100戸以 下のもの	1件 につ き	309,000円
	申請戸数が101 戸以上200戸以 下のもの	1件 につ き	418,000円
	申請戸数が201 戸以上300戸以 下のもの	1件 につ き	549,000円
	申請戸数が301 戸以上のもの	1件 につ き	644,000円
一戸建て の住宅以 外の住宅 の共用部 分	床面積の合計 が300平方メー トル以内のも の	1件 につ き	120,000円
	床面積の合計 が300平方メー トルを超え、 2,000平方メー トル以内のも の	1件 につ き	198,000円
	床面積の合計	1件	308,000円

				が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	につき	
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	396,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	1件につき	473,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	1件につき	551,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分			床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	265,000円
				床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	422,000円
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内	1件につき	601,000円

				のもの		
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	737,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	1件につき	869,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	1件につき	992,000円
			その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	265,000円
				床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	422,000円
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	601,000円
				床面積の合計が5,000平方メートルを超	1件につき	737,000円

				え、1万平方メートル以内のもの				
				床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	1件につき	869,000円		
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	1件につき	992,000円		
424 の4	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	知事が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証	一戸建ての住宅	1戸につき	3,000円	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定により申し出る場合は、380の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に掲げる額の手数料を併せて納付するものとする。	
				一戸建ての住宅以外の住宅	申請戸数が1戸のもの	1件につき		3,000円
				の住戸部分	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき		6,000円
					申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき		10,000円
					申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	1件につき		17,000円
					申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	1件につき		29,000円
					申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	1件につき		53,000円
					申請戸数が101戸以上200戸以	1件につき		83,000円

する書 面を添 付する 場合	下のもの	き	
	申請戸数が201 戸以上300戸以 下のもの	1件 につ き	106,000円
	申請戸数が301 戸以上のもの	1件 につ き	113,000円
一戸建て の住宅以 外の住宅 の共用部 分	床面積の合計 が300平方メー トル以内のも の	1件 につ き	6,000円
	床面積の合計 が300平方メー トルを超え、 2,000平方メー トル以内のも の	1件 につ き	17,000円
	床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超 え、5,000平方 メートル以内 のもの	1件 につ き	53,000円
	床面積の合計 が5,000平方メ ートルを超 え、1万平方 メートル以内 のもの	1件 につ き	83,000円
	床面積の合計 が1万平方メ ートルを超 え、2万5,000 平方メートル 以内のもの	1件 につ き	106,000円
	床面積の合計	1件	132,000円

	が2万5,000平方メートルを超えるもの	につき	
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	6,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	17,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	53,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	83,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	1件につき	106,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	1件につき	132,000円
その他の	床面積の合計	1件	6,000円

	建築物	が300平方メートル以内のもの	につき	
		床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	17,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	53,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	83,000円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	1件につき	106,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	1件につき	132,000円
その他の場合	一戸建ての住宅		1戸につき	19,000円
	一戸建ての住宅以	申請戸数が1戸のもの	1件につき	19,000円

外の住宅 の住戸部 分		き	
	申請戸数が2 戸以上5戸以 下のもの	1件 につ き	38,000円
	申請戸数が6 戸以上10戸以 下のもの	1件 につ き	55,000円
	申請戸数が11 戸以上25戸以 下のもの	1件 につ き	78,000円
	申請戸数が26 戸以上50戸以 下のもの	1件 につ き	112,000円
	申請戸数が51 戸以上100戸以 下のもの	1件 につ き	163,000円
	申請戸数が101 戸以上200戸以 下のもの	1件 につ き	223,000円
	申請戸数が201 戸以上300戸以 下のもの	1件 につ き	292,000円
	申請戸数が301 戸以上のもの	1件 につ き	341,000円
一戸建て の住宅以 外の住宅 の共用部 分	床面積の合計 が300平方メー トル以内のも の	1件 につ き	61,000円
	床面積の合計 が300平方メー トルを超え、 2,000平方メー トル以内のも の	1件 につ き	101,000円
	床面積の合計	1件	163,000円

				が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	につき	
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	212,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	1件につき	254,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	1件につき	297,000円
			一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	133,000円
				床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	214,000円
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内	1件につき	309,000円

				のもの		
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	382,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	1件につき	452,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	1件につき	518,000円
			その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	133,000円
				床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	214,000円
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	309,000円
				床面積の合計が5,000平方メートルを超	1件につき	382,000円

				え、1万平方メートル以内のもの		
				床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	1件につき	452,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	1件につき	518,000円

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。